

# 特定の事業用資産の買換えの特例の適用を受けるためには**事前**に**届出**が必要です

「特定の事業用資産の買換えの特例」の内容についての詳細は、国税庁ホームページのタックスアンサー「[No. 3405 事業用の資産を買い換えたときの特例](#)」をご覧ください。

## 提出が必要な方

同一年中に譲渡資産の譲渡と買換資産の取得をした場合※に「特定の事業用資産の買換えの特例」（租税特別措置法第37条第1項）の適用を受ける予定の方

※ 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡と買換資産の取得の両方をする場合が対象となります。令和6年3月31日以前に譲渡資産の譲渡や買換資産の取得をした場合は届出書の提出は不要です。

## 提出する届出書

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

（届出書の様式は、国税庁ホームページの「[特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出](#)」からダウンロードできます。）

## 提出期限

届け出ようとする資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得（建設・製作を含みます。）をした場合（先行取得の場合）には、その資産の取得の日）を含む三月期間の末日の翌日から2か月以内に提出してください。

譲渡の日（先行取得の場合は取得の日）		提出期限
三月期間	1月1日から3月31日まで	5月末日
	4月1日から6月30日まで	8月末日
	7月1日から9月30日まで	11月末日
	10月1日から12月31日まで	翌年2月末日

※ 提出期限が土・日曜・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。



**提出期限内に届出書の提出がない場合は、この特例の適用を受けることができませんのでご注意ください。**

## 提出先

所得税の納税地の所轄税務署長

※ この届出書を提出した場合であっても、譲渡資産の譲渡と買換資産の取得を同一年中に行わなかった場合は、別途手続きが必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの「[買換（代替）資産の明細書の提出手続](#)」、「[先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出](#)」をご覧ください。